

情 個 審 第 3 8 号

令和 8 年 1 月 1 6 日

茨城県公安委員会 御中

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 亀田 哲也

行政文書不開示決定に対する審査請求について（答申）

令和 7 年 2 月 1 2 日付け茨城県公安委員会第 1 3 9 号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「茨城県警〇〇署が私を逮捕した事件、および無実の私を逮捕拘留したことに係る記録一式」不開示決定（存否応答拒否）に係る審査請求事案

（情報公開諮問第 2 2 7 号）

（情報公開答申第 1 9 1 号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定（存否応答拒否）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

令和6年9月30日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、次のとおり行政文書の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

「 ○○○○年○月○日に、茨城県警○○署が○○○○を逮捕した事件、および無実の○○○○を逮捕勾留したことについて、その後、茨城県警察本部が行った監察に関する記録一式、および監察結果に関する記録一式。 」

2 開示請求書の補正

令和6年10月4日、審査請求人は、本件開示請求の内容を次のとおり補正した。

「 ○○○○年○月○日に、茨城県警○○署が無実の○○○○を逮捕し、勾留したことについて、その後、茨城県警察本部が行った監察に関する記録一式、及び監察結果に関する記録一式 」

3 実施機関の決定及び通知

令和6年10月16日、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、その存否を明らかにしないで不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け茨城県警察本部（県セ）指令第767号により、審査請求人に通知した。

実施機関は、当該通知において、本件処分の理由として、本件行政文書の存否を答えること自体が、特定の個人のプライバシーを害するおそれがあり、条例第7条第1号の規定により、不開示とすべき情報を開示することになるので存否を答えることはできないとした。

4 審査請求

令和6年11月19日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

実施機関は、今回、不開示の理由を「当該文書の存否を答えられないから」としている。

しかし、令和〇年〇〇月〇〇日付け茨城県警本部警務部県民安心センター長からの通知文で、当該文書の存在について伝達を受けているため、不開示の理由は存在しないと考える。

(2) 反論書における主張

ア 実施機関のいう個人情報について

実施機関は、条例第7条第1号（個人情報）の該当性について、個人を特定した上で本件開示請求に及んでいることから、請求に係る情報は、特定の個人の情報となる旨主張するが、「個人を特定した上で開示請求をすること」と「個人情報」は同意義ではない。審査請求人が開示を求めている情報は、個人に関する情報ではなく、監察に関する記録である。自明であるが「文章を特定するために個人名を出したのみ」である。

また、仮に、監察の記録が「〇〇〇〇」の個人情報だとしても、同号のただし書には、「公益上の理由による開示情報」及び「公務員の職務執行情報」には開示の義務があるとしている。監察の記録とは、これらに該当する可能性があると考ええる。

イ 実施機関のいう個人情報、既に不特定多数に自明であることについて

実施機関は弁明書にて「特定個人（〇〇〇〇）が逮捕、勾留された事実の有無」が、個人情報であるとし、不開示を結論付けている。しかし、「特定個人（〇〇〇〇）が逮捕、勾留された事実の有無」は、県警が公共の報道機関を通し、既に不特定多数に対し公開済みの情報である。そのため、実施機関のいう不開示の理由は意味をなさない。

ウ 当該文書の存在について

県警本部による監察が行われたことについて、審査請求人は、令和4年12月、〇〇署刑事1課〇〇（当時）の〇〇〇〇氏、及び同署同課強

行犯係（当時）の〇〇〇氏から、県警本部監察官が〇〇署に来て監察を実施したと聞いている。また、県警本部による監察が行われた際、公文書を作成保管することは当然だと考える。ゆえに、審査請求人は当該文書が存在すると考えている。

また、実施機関は当該文書の存否を明らかにすることは、特定の個人が逮捕、勾留されたかどうかという個人情報を開示することと同意義である旨主張するが、これを受けるなら、この弁明書こそが当該文章の存在を明記したと考える。なぜなら、仮に以後、実施機関が当該文章について「存在しない。」とした場合、「〇〇〇〇は逮捕され、勾留されていない。」こととなるからだ。

エ 新たな提案

上記のように、審査請求人は、実施機関の弁明書に対し反論した。しかしそれとは別に、実施機関の意に沿う形での解決も模索したい。

実施機関は「特定個人が逮捕、勾留された事実の有無」を明らかにできないため当該文書を不開示としている。そのため和解案として「〇〇〇〇」という個人名を黒塗りし情報公開することを提案する。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 条例第7条第1号（個人情報）の該当性について

条例第7条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」については、ただし書に掲げる情報を除いて不開示情報となることを規定している。

ただし書の要旨については、本号アが、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イが、公益上の理由による義務的開示情報、ウが、公務員等の職務遂行情報を規定しており、これらのいずれかに該当すれば、開示情報となる。

審査請求人は本件開示請求について、第2の2のとおり記載し、「〇〇〇〇」という個人を特定した上で本件開示請求に及んでいることから、請求に係る情報は、特定の個人の情報となる。

よって、本件開示請求の対象情報は、不開示情報として条例第7条第1号に規定された個人に関する情報に該当する。また、当該情報は同号ただし書

アからウいずれにも該当しない。

2 条例第10条（行政文書の存否に関する情報）の該当性について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

本件開示請求については、個人を特定した請求であり、その存否を明らかにするだけで、不開示情報である「特定個人が逮捕、勾留された事実の有無」が明らかとなり、条例第7条第1号の不開示情報を開示することになる。

つまり、仮に「存在する。」とした場合、「逮捕され、勾留された。」という個人情報を開示したことと同意義となり、一方、仮に「存在しない。」とした場合、「逮捕され、勾留されていない。」という個人情報を開示したことと同意義となる。

よって、本件の情報の存否を明らかにすることは、必然的に条例第7条第1号の不開示情報を開示することとなるため、条例第10条に該当する。

なお、審査請求人は、審査請求人にとって本件の事実の有無は明らかであるから、存否応答拒否は適用の余地はないと主張しているが、この条例は、不特定多数の開示請求者に対して、開示請求者の立場のいかんを問わず、開示・不開示の判断を行うものであり、特定の個人に関する情報が記録されている行政文書であって個人情報に該当するものは、当該本人からの開示請求であってもこれを拒むことになる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、第3の2（1）のとおり主張しているが、当該文書は、審査請求人からの苦情に対する調査結果の通知であり、監察結果に関する文書の存在を明らかにしたものではない。

4 結論

実施機関としては、これらのことを踏まえ、不開示決定の判断をしたものであり、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、仮に存在するとすれば、〇〇〇〇年〇月〇日に、茨城県警〇〇署が〇〇〇〇を逮捕・勾留した事案について、茨城県警察本部が行っ

た監察に関する記録及び監察結果に関する記録であると認められる。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第1号該当性について

ア 条例第7条第1号においては、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、不開示情報とされ、同号ただし書アないしウに該当する情報については、不開示情報から除くこととされている。

イ これを本件についてみるに、本件開示請求は、上記第2の2のとおり、特定の個人の氏名が明記された上で請求がされており、仮に本件行政文書が存在しているとすれば、本件行政文書には当該特定の個人が逮捕・勾留された事実の有無が明らかになる情報（以下「本件存否情報」という。）が記載されているものと認められる。

したがって、本件存否情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第1号本文に該当するものと認められる。

なお、審査請求人は、開示を求めている情報は、個人に関する情報ではなく監察に関する記録である旨主張するが、当該主張は上記判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

ウ 次に、本件存否情報が、条例第7条第1号のただし書アないしウに該当するか否かについて検討する。

(ア) 条例第7条第1号ただし書ア該当性について

審査請求人は、上記第3の2（2）イのとおり、本件存否情報については、公共の報道機関を通し、既に不特定多数に対し公開済みの情報である旨主張している。

しかし、過去に公共の報道機関を通して報道があったことをもって「慣行として公にされ」ている情報に該当するとは認められず、条例第7条第1号ただし書アに該当しない。

(イ) 条例第7条第1号ただし書イ該当性について

本件存否情報については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると判断すべき特段の事情は認めら

れず、将来に渡っても同様の事情は認められないことから、条例第7条第1号ただし書イに該当しない。

(ウ) 条例第7条第1号ただし書ウ該当性について

本件存否情報については、上記特定の個人が公務員等に該当するとは認められず、公務員等の職務遂行に係る情報ではないことから、条例第7条第1号ただし書ウに該当しない。

(エ) 上記(ア)ないし(ウ)のとおり、本件存否情報は条例第7条第1号ただし書には該当しないため、不開示情報に該当すると認められる。

(2) 条例第10条該当性について

条例第10条においては、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができるかとされている。

これを本件についてみるに、上記(1)のとおり、本件存否情報は、条例第7条第1号の不開示情報に該当すると認められるところ、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、本件存否情報を開示することとなると認められる。そうすると、実施機関が、条例第10条の規定により本件行政文書の存否を明らかにしないで行った本件処分は、妥当であると認められ、審査請求人の第3の2(1)及び(2)ウにおける本件行政文書が存在するとの主張は、検討に及ばない。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、上記第3の2(2)アのとおり、個人情報だとしても、実施機関に開示する義務がある公益上の理由による開示情報又は公務員等の職務遂行情報に該当する可能性がある旨主張するが、上記第5の2(1)ウ(イ)及び(ウ)で述べたとおり、条例第7条第1号ただし書イ及びウに該当しない。

(2) 審査請求人は、本件行政文書に記載されている個人名を黒塗りし情報公開することを提案しているが、当該主張は上記2の判断を左右するものではない。

(3) よって、審査請求人のその他の主張は、上記の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内	容
令和7年	2月	12日	諮問受理	
令和7年	11月	17日	審査	(令和7年度第8回審査会第二部会)
令和7年	12月	23日	審査	(令和7年度第9回審査会第二部会)